

米原市 広報および広聴アプリ提供業務に係る情報提供の依頼について

米原市（以下「本市」という。）では、住民サービスの多様化・高度化に伴い、プッシュ通知などの即時性・確実性の高い手段での情報発信、子育て・防災・福祉など分野別の情報提供、オンライン申請や各種手続の案内機能を通じて、住民との円滑な情報共有・コミュニケーションを実現する手段として、広報および広聴アプリの具体的な検討を進めているところです。

つきましては、広報および広聴アプリ導入に向けて最適な仕様検討の参考とするため、下記のとおり情報提供を依頼します。

記

1. 広報および広聴アプリ導入の目的について

以下の＜広報および広聴アプリ導入時の主な課題＞を解消することで、デジタル技術を有効活用し、より効率的・効果的、かつ、市民サービス向上につながる広報および広聴アプリの導入を目指します。

＜広報および広聴アプリ導入時の主な課題＞

- 「米原市防災アプリ」で、防災に関わる内容以外にも本市からのお知らせや、自治会長から地域住民に対する地域行事のお知らせを配信しているが、より積極利用するためには配布物のデジタル化、情報内容に応じたセグメント配信、双方向コミュニケーションなど、機能面で不足がある。
- 防災等に関わる市民への情報発信手段として、屋外スピーカーを利用しているが、豪雨時、住宅の気密性の高さ、設置場所からの距離などによって、市全体に幅広く放送が行き届かない。また、近年はスマートフォン保有世帯の増加に応じて地震や豪雨などの情報をスマートフォンから得ることも多く、費用対効果も鑑み、屋外スピーカーのあり方を検討する必要がある。
- 広報誌や自治会のお知らせを紙で配布したり、回覧板で連絡する等を行っているが、印刷コストや市民への配布作業の負担があるため、デジタル化による解消を検討する必要がある。
- 施設予約システム、米原市防災アプリ、ごみ分別アプリ（こほくる～）等、市が提供する複数のサービスの一元化（集約化）によって、市民にわかりやすい、使いやすい仕組みとする必要がある。

2. 情報提供依頼内容について

(1) 情報提供依頼内容

本市が提供する資料をもとに、以下に示す情報提供をお願いします。

表 1 情報提供依頼項目

No	情報提供依頼項目	依頼概要	回答様式
1	調達仕様書（案）等に対する意見	本市が提供する調達仕様書（案）、非機能要件（案）等に対して、貴社知見から追記・修正等を行うことが有意義と考えることの御意見（貴社にて対応が困難な部分がある場合、その内容に対する御意見も含む）。	表 2 No. 6

No	情報提供依頼項目	依頼概要	回答 様式
2	機能要件（案）の対応可否	本市が提供する機能要件（案）に対して、貴社が提案するアプリ等での対応可否に係る情報。	表 2 No. 3
3	RFI 概算見積書	本市が提供する調達仕様書（案）等に対して、構築および5年間の保守運用経費の概算。	表 2 No. 5
4	会社概要	貴社の会社概要。	表 2 No. 8
5	受注実績	本市と同規模以上の地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した貴社の実績。	表 2 No. 9
6	その他提案	本市の機能要件（案）以外で、貴社の製品・サービス等において有益と考えられる提案事項。	任意 様式

3. 本市から提供する資料

本市から提供する資料は以下のとおり。

表 2 本市から提供する資料

No	提供資料名	資料概要
1	米原市 広報および広聴アプリの提供業務に係る情報提供の依頼について	貴社への情報提供依頼文（本資料）。
2	調達仕様書（案）	広報および広聴アプリの提供業務の調達仕様書（案）。
3	機能要件（案）	広報および広聴アプリの機能要件（案）
4	非機能要件（案）	広報および広聴アプリの非機能要件（案）
5	【様式 1～3】RFI 概算見積書	貴社に概算見積を提示していただくに当たっての様式
6	【様式 4】調達仕様書（案）等に対する意見	貴社に調達仕様書（案）、非機能要件（案）等に対する意見を提示いただくに当たっての様式
7	【様式 5】質問書	貴社から質問を受け付けるための様式
8	【様式 6】会社概要書	貴社に会社概要を提示していただくに当たっての様式
9	【様式 7】受注実績書	貴社に受注実績を提示していただくに当たっての様式

4. 貴社からの資料提供方法

（1）資料の提供期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）17:00 を期限としてご提供ください。なお、準備ができた資料から本期限に先行して順次ご提供をお願いします。

（2）提供先

米原市 政策推進部 デジタル未来推進課
〒521-8501 米原市米原 1016 番地
TEL：0749-53-5169（直通）
電子メール：joho@city.maibara.lg.jp

（3）提供方法

直接持参、郵送または電子メールによる送付のいずれでも可とします。各種資料については Excel 形式等の編集可能な電子ファイルでの提出をお願いします。

5. 本件に対する質問先

本件に対する御質問がある場合、表2「本市から提供する資料」のNo. 6「【様式5】質問書」に質問内容を記載いただき、令和7年9月4日（木）17:00までに「4 貴社からの資料提供方法－(2) 提供先」まで電子メールにて御連絡ください（件名は「【RFI】情報提供依頼に対する質問の送付について（貴社名）」としてください。）。回答は、令和7年9月12日（金）までに回答準備が整ったものから順次回答します。また、質問内容と回答は、本市ホームページ上でも公開するため、御質問いただく際には、機密情報や事業者が特定できる内容を含まないよう御配慮ください。

6. 特記事項

- 提供いただいた資料等は、「米原市 最高情報統括責任者（CIO）補佐業務」の委託先（再委託先を含む）には目的外の用途で利用しないことを前提に情報共有させていただきます。
- 情報提供に係る一切の経費（印刷代を含む。）は、貴社側の負担とします。
- 情報提供された書類等は、貴社から明確な指示があったものを除き返却しません。
- 提出された書類等について、米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）に基づく公開請求があり、同条例第15条に規定する第三者情報が含まれている場合は、公開決定等を行う前に意見を求めることとします。

以 上